(あて先) 春日井市長 石黒 直樹

り災廃材を春日井市クリーンセンターに持ち込むことについては、次の条件を確認し、違反した場合は持ち帰る等、クリーンセンターの職員の指示に従うことを誓約致します。

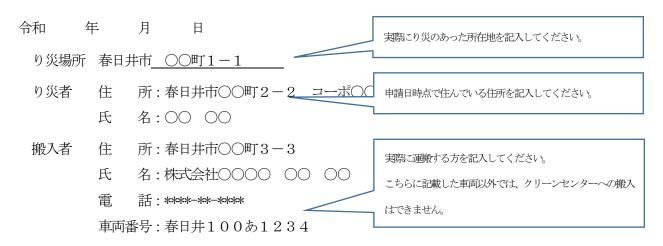
- 1 搬入日時:月~金曜日 午前8時30分~11時30分、午後1時~午後3時30分 **※**時間厳守 (祝祭日・年末年始12月29日~1月3日は搬入不可)
- 2 場 所:クリーンセンターの職員が指示した場所
- 3 受入基準:1日最大4t以下の車両4車まで ※長期間及び多量の搬入の場合は搬入計画書を提出すること

	受 入 可 (※1)	受 入 不 可
一般戸建住宅集合住宅	・家財道具 (※2)	左記以外のもの
	・廃材木(長さ2m、直径20cm以内にしたもの)	【例】
	・灰(土嚢袋に入れ、土やガラを含めない)	・建屋、外構の材木以外の建材(コ
店舗・工場	・産業廃棄物以外のもの(事業系一般廃棄物)	ンクリート、瓦、窓、壁材、アル
	・廃材木(長さ2m、直径20cm以内にしたもの)	ミ、レンガ、タイル 等)
		・地下埋設部分・産業廃棄物

- ※1 受入可のものは、上記のうちり災により機能を損失したものに限る。
- ※2 家財道具は、必ず次のように分別すること。(分別をしていない場合は、受入不可。)
 - ① 可燃ごみ:紙類、衣類、布団、毛布、革製品、30cm以下のプラスチック製品等
 - ② 不燃・粗大ごみ:電化製品、ガラス製品、陶器類、30cm 超のプラスチック製品、

80cm以上2m以下のもの(③④⑤を除く。) 等

- ③ 特定廃棄物:スプリングマットレス、タイヤ、バッテリー、電気温水タンク、太陽熱温水器
- ④ **家 電 4 品 目:**エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機(リサイクル券は必要)
- ⑤ 発火性危険物: スプレー缶、ガスボンベ、ライター、充電式電池を内蔵した小型家電
- ※ 車両への積み込みは1車に1種類とすること。ただし、1車に複数種類積み込む際は、分別後に荷台の前から灰→廃材木→家財道具①②③④⑤の順番に積み込むこと。荷下ろし順が変わる場合は迂回が必要です。
 ※ 荷下ろしは、原則として搬入者で行うこと。フレキシブルコンテナバック(トン袋)は使用不可。



搬入時には、本誓約書と減免申請書の各写しを毎回提示してください。